

四日市市告示第 375 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和2年 6月23日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
		終点			
1	蒔田10号線	蒔田二丁目403-7	4.0~5.5	37.8	NO.1
		蒔田二丁目403-1			
2	采女106号線	采女町字小藪217-7	6.0~11.5	76.1	NO.2
		采女町字小藪204-6			